# 1. 開会

# 松本会長

出席予定の委員の皆様がお揃いになりましたので、ただ今から、「令和 4年度第2回長崎地方最低賃金審議会」を始めます。

初めに委員の出欠状況について事務局から報告してください。

## 木場補佐

現在、委員総数 15 名のうち、14 名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定に基づき、審議会開催に必要な定足数の 3 分の 2 以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。

# 松本会長

改めまして、皆様、本日は暑い中、また、お忙しい中、お集まりいた だきまして、ありがとうございます。

さて、本日の第2回本審では「中央最低賃金審議会の目安答申について」の議題とする予定でしたが、いまだに答申がなされておりません。 ご承知のとおりです。

このため本日は「目安伝達」はございません。

審議の日程につきましては、後ほど改めて変更案のご審議をお願いい たします。

また、本日は、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、長崎労働局長からの諮問を受けることとしております。

そして、最低賃金法第25条第5項の規定に基づく参考人意見聴取につきまして、「長崎県労働組合総連合」から意見書の提出、並びに審議会の場での意見陳述の要望がなされましたので、第1回本審で検討しましたとおり、その必要があるものとして、意見聴取の場を設けることといたしました。

審議会の公開につきましては、運営規定第6条但し書きで「個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」とされているところですが、今回の参考人聴取につきましては、参考人の方から「公開して構わない」との意見をいただいております。

従いまして、参考人意見聴取につきましては、会長判断として、公開 といたします。

参考人意見聴取を行った後に、7月15日に実施しました事業場実地視察の結果報告を公労使の各代表委員から行っていただくこととしておりますが、報告の内容に視察事業場にかかる情報が含まれると判断されますので、「事業場実地視察結果報告」以降の議題につきましては、運営規程第6条第1項の規定に基づき「非公開」の取扱いといたします。

#### 木場補佐

ただいま会長から説明がありましたとおり、議題(6)の「事業場実地 視察結果報告」以降の議題は、非公開の取扱いとされましたので、議題 (6)以降は、傍聴の方には途中から退席をお願いすることとなりますの で、よろしくお願いします。

#### 2. 議題

(1) 今後の 審議日程に ついて

では、議事に入ります。まず、議題(1)の「今後の審議日程について」、事務局からご説明をお願いします。

## 平野室長

松本会長

お手元の資料「今後の審議日程(案)」をご覧ください。

本日、予定しておりました「中央最低賃金審議会の目安答申について」は、8月3日までに答申がなされましたら、8月4日に第3回本審を開催して中賃の目安伝達をする予定といたします。

この第3回本審終了後、第1回目の長崎県最低賃金専門部会を開催いたします。

中央の情報ですが、本日8月1日15時から第5回目安に関する小委員会が開催されます。最終協議との報道もありますので、この第5回目安小委において小委員会報告がなされ、その後中賃審での目安もとりまとめられて、答申がなされるものと思われます。

第2回専門部会は8月5日9時から、第3回専門部会は12日9時30分から開催する予定としております。

開催場所は、何れも8階会議室を予定しております。

また、第3回専門部会で部会報告が取りまとまりました場合は、速やかに第4回本審を13時30分から開催しまして、答申をいただきたいと思っておりますので、委員の皆様方におかれましては、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 松本会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から今後の日程等についての説明がありましたが、ご 質問等はございませんか。

お手元の変更案をご覧になりまして、そして今、事務局から説明をお 聞きになって何か質問等があればお願いいたします。どうぞ。

# 岩根委員

8月10日の予備日部会って文字があるんですけど、これは前回もここ

はないよねって確認したんですけど、やる可能性があるんなら、予定を ちゃんと確保するようにしないといけないんですけど。

これはどうなんですか、前回ないことを確認したつもりだったんですけど。

平野室長

今回改めて変更案ということで組み直しをいたしまして、部会の状況 次第では予備日を使用させていただく可能性も出てきましたので、改め てご提案をしたいと考えております。

松本会長

現時点では、やっぱり予備日として設定したいという、再提案と考え てよろしいですか。

平野室長

そうなります。

岩根委員

だから、確認をすべきだと思うんですよ。集まれるのか集まれないのか。聞かないのに予備日と設定しても。

松本会長

岩根委員のおっしゃるとおりで、予備日と設定するのであれば事前に 参加可能か出席可能かどうかをしっかり把握しとかないと、いざ予備日 として定足数に足る人数ではありませんでしたでは、やっぱり困るわけ です。

平野室長

8月10日の予備日ですが、最初に調整させていただきました予定でいければ、午後の開催を設定したいと考えています。

岩崎委員

無理でしょう。

岩根委員

最後に専門部会関係者のみ調整すればいいと思うんで。

松本会長

ではそのように部会の委員のみが最後にもう一度調整、意見を行いまして予備日として設定できるかどうか、結論を出すということにいたします。他に意見はございますか。

それでは、この変更案の中で8月10日予備日は保留としまして、その他については承認いただけたと確認します。

変更後の日程で今後審議を進めてまいりますので、委員の皆様方には特段のご協力をよろしくお願いいたします。

(2) 長崎県

特定最低賃 金の改正決 定の必要性 の有無につ いて(諮問)

松本会長

では、次の議事に入ります。議題(2)の「長崎県特定最低賃金の改 正決定の必要性の有無について」、事務局から、改正の申出内容等の説明 をお願いします

平野室長

長崎県におきましては、ご承知のとおり「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、及び「船舶製造・修理業、舶用機関製造業」の3業種につきまして、特定最低賃金が設定されております。

本年度におきましても、最低賃金法第15条第1項の規定に基づきまして、3業種それぞれの関係労働組合から、特定最低賃金の改正の申出が 労働局長あてになされたところです。

申出書の内容につきましては、資料の $1 \sim 9$  ページまでの資料番号1 - 1、1 - 2、1 - 3 に添付しているとおりです。

改正の申出につきましては、3業種いずれも要件を満たしていること を確認して、受理いたしましたことを報告申し上げます。

松本会長

ただ今、事務局から、3業種とも改正申出の要件を満たしているとの 説明がありましたが、ご質問等はございませんか。

各委員

<質問等なし>

松本会長

それでは、特定最低賃金の改正の申出についての要件を確認しました ので、労働局長から改正決定の必要性の有無につきまして、諮問を受け ることといたします。

事務局、よろしくお願いします。

平野室長

それでは、ただ今から、労働局長より諮問させていただきます。 会長と局長は、中央のほうにご移動をお願いいたします。 写真撮影をされる方は前方へお越しください。

< 松本会長と小城局長が中央に移動> < 小城局長が諮問文を読み上げ>

## 小城局長

令和4年7月1日付けをもって、申出代表者「日本基幹産業労働組合連合会 長崎県本部委員長 中川 俊紀」から、「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」及び「長崎県船舶製造・修理業,舶用機関製造業最低賃金」について、また、同年7月1日付けをもって、申出代表者「全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 西九州地方協議会 長崎地域協議会議長 川田 隆往」から、「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定に基づく、改正決定に関する申し出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求めます。

<小城局長より松本会長へ諮問文を手交>

松本会長

はい、承りました。

平野室長

ただ今、諮問させていただきました「諮問文」の写しを、皆様方のお 手元にお配りしますので、ご確認をお願いいたします。

申し訳ございませんが、カメラによる撮影をここまでとさせていただきます。

撮影を中止していただきますよう、お願い申し上げます。

<諮問文の写しを各委員に配付>

松本会長

ただ今、諮問を受けましたので、特定最低賃金3業種に係る改正決定 の必要性の有無につきまして、審議を行うこととなります。

7月6日の第1回本審において「特定最低賃金の改正の必要性の有無 については、関係労使の意見を十分把握した上で審議を行い、本審議会 において全会一致の決議に至るよう努める。」との申し合わせを行いまし たので、しっかり議論を行ってまいりたいと思います。

必要性審議の日程につきまして、事務局からご説明いただきたいと思います。

平野室長

特定最低賃金の改正の必要性の審議につきましては、第 1 回本審におきまして、9月2日に開催予定の本審にて、参考人意見聴取を行い、改正の必要性について審議したうえで、答申をいただく旨説明したところですが、審議に必要な時間を確保し、充実した審議を尽くしていただくため、8月30日に開催予定となりました本審において参考人意見聴取を実施し、必要性審議を行っていただき、さらに9月2日の本審で引き続

きご審議のうえ、答申をいただく予定といたしたいと思いますが、いか がでしょうか。

## 松本会長

ただ今、事務局より説明がありました審議日程について、充実した審議を尽くすため、8月30日に開催予定の本審にて参考人意見聴取し、必要性審議を行い、さらに9月2日に開催予定の本審において引き続き審議し、答申するといった変更案ですが、いかがでしょうか。

岡田委員

30日は時間未定と最初の資料に書いてますけど、時間はもう決まっているんでしょうか。

平野室長

異議審の開始時間は未定としておりますが、長崎県最低賃金も官報へ の公示の手続きがございまして、開催自体は午前中になろうかと思いま す。

松本会長

はい、他にございますか。 どうぞ。

岩根委員

異議審の本審の成立要件と通常の本審と同じですよね。

平野室長

同じです。

岩根委員

今、30 日は確保できてるんでしょうかという。 まず、確認してないような気がするんですけど。 してましたっけ。

平野室長

当初の全体の審議予定では異議審を8月23日、あるいは8月30日として予定をお示ししております。

これは答申の日と連動しておりますので、8月12日に部会長報告、答申となりましたら、異議審の日程は8月30日になるという予定になっております。

岩根委員

それはわかるんですけど、元々の確認の際に、目安がここまで遅れるというのは想定してなくて、例年どおり10月1日発効を目指してっていうので、僕なんか23日は異議審って書いてあるけど、30日は元々書いてなかったんですよ。

だからそれはちょっと、確認しないとここ空いているかわからない。 そこはちょっと丁寧に確認行為をやっていただけませんかね。

#### 平野室長

ただ今ご指摘がありましたので、改めて確認をさせていただきたいと 思います。

# 松本会長

確認といいますのは、具体的に各委員宛てに連絡をして、日程調整を 照会して個別に返信していただく、その手続きを行うという、そういう 理解でよろしいですね。

はい、もう一度このように変更するためには事前に各委員から変更に伴う出欠の可能性につきましてご連絡いただいたうえで、こうもっていくのが本来だと思いました。

他に何かご意見ございますか。

三浦委員

ということは、23日は異議審はないということでよろしいですね。

平野室長

ありません。

松本会長

他にございませんか。

はい、それでは特定最低賃金3業種に係る改正決定の必要性の審議時間の確保につきましては、事務局に調整をお任せするとして、十分な審議を尽くしたうえで第5回本審において答申を行うよう進めることといたします。

# (3)長崎県 最低賃金専 門部会委員 の任命につ いて

松本会長

続きまして、議題(3)の「長崎県最低賃金専門部会委員の任命について」、事務局からご説明をお願いします。

平野室長

資料としましては、資料番号2に令和4年度の委員名簿を添付しておりますので、ご覧ください。

長崎地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者につきましては、7月6日から7月19日まで推薦公示を行いまして、労働者側団体から3名、使用者側団体から3名の推薦があり、名簿に記載されておりますとおり、公・労・使各3名ずつ、合計9名の委員の皆様方につきまして、長崎労働局長から任命をさせていただいたところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

専門部会委員の皆様には、辞令を机上に配付しておりますので、ご確認ください。

ところで、最低賃金審議会令第6条第7項において「専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されております。

専門部会開催後、本審を開催することができますと、その際に廃止の 審議を行うこともできますが、専門部会で結審し、引き続き本審で答申 となった後に、異議の申し出がなかった場合は、本審(異議審)を開催 する必要がなくなりますので、本審での廃止の審議ができないこととな ります。

従いまして、専門部会の廃止の取扱いにつきまして、事前にご審議を お願いしたいと存じます。

## 松本会長

地域別最低賃金に関しましては、ただ今、報告されました専門部会委員により審議を行うこととなりますので、委員の皆様、ご協力をよろしくお願いいたします。

そして長崎県最低賃金専門部会の廃止についてですが、異議の申し出がなされなかった場合は、本審は開催されない、ということになりますので、専門部会については、その異議申出に対する対応が終了した時点で廃止することについてあらかじめ議決しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

#### 各委員

<異議なし>

#### 松本会長

それでは、長崎県最低賃金専門部会は、異議申出に対する対応が終了 した時点で廃止するものといたします。

(4)「令和4 年賃金改定 状況調査結 果」等提出 資料につい て

松本会長

本日は、「令和4年度第2回中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」において提出されました「令和4年賃金改定状況調査結果」ほか多くの資料が提出されていますので、この資料について事務局からご説明ください。

#### 平野室長

それでは、資料の説明をいたします。

資料の15ページ、資料番号3は7月12日に開催された「第2回目安に関する小委員会」におきまして厚生労働省から提出された「令和4年賃金改定状況調査結果」でございます。

この資料の6ページ、「第4表①」をご覧ください。

ここに労働者の1時間当たりの賃金額について、前年6月1日と当年 6月1日を比較した賃金上昇率が出ています。

表の左上にある「男女計」のDランクの賃金上昇率を見ますと、令和3年の0.3%に対して令和4年は1.9%となっております。

ここで、資料番号11をご覧ください。

第3回目安小委員会において委員からの要望により追加で提出された 資料ですが、ここにも「令和4年賃金改定状況調査結果」が出ておりま す。

## 松本会長

120ページ第4表③ですね。

## 平野室長

はい。120ページに「第4表③」が出ております。

この表は令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者に限定して賃金上昇率を集計したもので、今回初めて目安小委員会に提出されたものです。

集計労働者 30,533 人のうち、本表の集計対象となる労働者は 25,609 人、比率では 83.9%と解説されています。

この表におけるDランクの賃金上昇率は2.4%となっており、第4表① に比べると0.5ポイント高くなっています。

次に資料番号4「生活保護と最低賃金の比較について」です。

26ページをご覧ください。

生活保護水準と最低賃金額との関係を示したグラフで、ともに令和2 年度のデータに基づくものになります。

波線の三角は生活保護水準、実線でひし形のものは最低賃金額を示しています。

全ての都道府県において最低賃金が生活保護水準を上回っています。 続いて 27 ページですが、こちらは 26 ページの最低賃金のグラフを令和 3 年度の金額に更新したグラフになります。

こちらも同様に、全ての都道府県において最低賃金が生活保護水準を 上回っています。

資料の29ページ、資料番号5をご覧ください。

こちらは、「地域別最低賃金額、未満率及び影響率」の関係資料です。

表のDランクを見ていただきますと、表の一番右、令和3年度の未満率は1.5%、影響率は15.9%となっております。

次の30ページと31ページのグラフは、都道府県ごとの未満率、影響率が示された折れ線グラフになっております。

30ページのグラフは、「最低賃金に関する基礎調査」に基づき事業所規模 30人未満を対象にしたもので、31ページのグラフは、「賃金構造基本統計調査特別集計」に基づき事業所規模 5人以上の民営事業所を対象にしたものとなっておりますので、対象となる事業所規模が異なっていることにご注意願います。

資料番号6からの資料につきましては、資料の表紙の裏面にあります 「資料目次」をご覧いただきたいと思います。

資料番号6は、「賃金分布に関する資料」、資料番号7は、「最新の経済指標の動向」、資料番号8は、第1回「目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料」、資料番号9、資料番号12は「足下の経済状況等に関する補足資料」。

第1回目安に関する小委員会において提出された資料ですが、更新部分のみ抜粋して再提出されております。

資料番号10、資料番号13は「主要統計資料」。

同様に第1回目安に関する小委員会において提出された資料ですが、 更新部分のみ抜粋して再提出されております。

資料番号11は先ほど説明しましたとおり、第3回目安小委員会において委員からの要望により追加提出された資料です。

資料番号 14 は、日本銀行長崎支店の「長崎県の金融経済概況 (2022 年7月)」資料番号 15 は、日本銀行長崎支店の「短観」です。

日銀長崎支店の「長崎県の金融経済概況」では、「長崎県の景気は、緩やかに持ち直している。」、「個人消費は、飲食を中心に弱さが残るものの、持ち直しの動きが続いている。」、「消費者物価指数は前年を上回った」等とされています。

資料番号 16 は、人事院が公表しています 2021 年4月における全国及び九州の世帯人員数別標準生計費から作成した長崎市と全国及び主要都市とを比較した標準生計費のグラフでございます。

以上でございます。

## 松本会長

ありがとうございました。

多くの資料が手元にあって今の事務局の説明でなかなか追いついていくことできなかった方もおられるかもしれませんが、あとでゆっくりご覧いただきたいと思います。

特に、興味深かったのは第4表の③という新たな資料が中央に提示さ

れ、ただ今の議論の中心の一つであり、注目すべきかと感じました。 何か皆様方の中で、ご質問等ございましたらお願いします。

各委員

<質問等なし>

松本会長

ございませんか。

後でゆっくり資料をご覧になってください。

(5)参考人意見聴取について

松本会長

それでは次の議題に入りたいと思います。

議題は、「(5)参考人意見聴取について」でございます。

意見聴取の方法等について、事務局からご説明をお願いします。

木場補佐

「参考人意見聴取」につきまして、説明させていただきます。

資料としまして、机上に別途配布している「参考人意見聴取一覧表」 をご覧ください。

本日は、長崎県労働組合総連合の傘下にある長崎県民主医療機関連合会労働組合、書記長の藤田久美子様を参考人としてお招きしまして、長崎県最低賃金に関するご意見を聴く予定にしております。

意見聴取にかかる所要時間は、20分程度を予定しております。

最初の10分程度で意見を述べていただき、その後、10分程度、委員の 皆様との質疑応答という形で進めさせていただきたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

松本会長

ただ今、事務局から説明がありましたように、時間の制約もございますので、円滑な進行につきまして、ご協力をお願いいたします。

それでは、県労連からの参考人をご案内ください。

<参考人着席>

松本会長

それでは、意見聴取を始めたいと思います。 お願いいたします。

藤田参考人

ただいまご紹介いただきました長崎県民主医療機関連合会労働組合で、書記長をしております藤田久美子と申します。

本日は意見陳述ということで時間を作っていただきましてありがとう

ございます。

先に提出された長崎県労連の意見書のうち、1及び2の部分を補足する形で最低賃金付近で働く介護労働の実態を訴えて意見とさせていただきたいと思います。

私も長崎市内の介護事業所に勤務をしております。

職種は介護福祉士です。

日本では、今や4人に1人が高齢者と言われる高齢社会となり福祉施設や在宅事業で介護労働の社会的ニーズが高まっているにもかかわらず長い間、ずっと人手不足が続いています。

やっと新入職員が入ってきたと思っても、数年後には辞めてしまうと いう現状が続いています。

高齢者の方の介護をしたり、社会の役に立ちたいと思って介護職についても長続きしない原因は一体どこにあるのでしょうか。

すでにご存じかと思いますが、日本国内の全産業の賃金水準と比べて 介護労働者の月額賃金は約6万円低いと言われています。

コロナ禍前から続くこの賃金格差は、介護現場で働く労働意欲を著し く低下させてきており、離職の原因の一つになっていると考えています。 さらに、最近の物価高騰で状況は悪化しています。

ここで、最賃付近で働く職場の仲間の声を紹介させていただきたいと 思います。

50 代の男性の方です。

「介護職は人手不足と聞き、私も介護の仕事がしたくて介護職に就きましたが、他の職種に比べて賃金が低いのに驚いています。

物価も上がり、生活が苦しいです。

まだ20代の時の方が生活しやすかったように思います。

この30年間先進国の中で、日本だけが物価の上昇に賃上げ額が追い付いていないからではないでしょうか。

以前はできるだけ安い時にカップラーメンを買っておいて、昼食で食べていましたが、物価が高騰し、今では更に安い袋ラーメンに変えて過ごしています。

ガソリン代も高くなり、節約のために徒歩で通勤することもあります。 歯の治療もしなければならないのですが、治療費が捻出できず通院を 中断し我慢し続けています。

たまには友人と飲食をしたいと思いますが、そんな余裕はなく誘われても断っています。

経営も大事です。

国会でも議論されているように、大企業が貯めている内部留保を活用し、企業の社会保険料の負担を減らすなど、労働者の賃上げにつなげら

れるように、経営側の方たちも是非国に要求をしてください。」こういった声が聞こえました。

この仲間の声にあるように最賃付近で働く労働者は、憲法で保障されているはずの健康で文化的な生活を営む権利を保障されていないというのが実情です。

低賃金といわれる介護職の賃金を引上げるために作られた処遇改善加 算やコロナ禍での補助金を活用してもなお低く、賃金改善額が物価上昇 に追いついていません。

私たち労働組合はずっと低すぎる介護労働者の賃金改善を要求していますが、労働組合がある職場でさえこういう状況ですから、労働組合がない職場は更に厳しいのではないかと思います。

もう使命感だけでは働けないところまで、きております。

昨年は青森、秋田、山形、鳥取、島根、佐賀、大分の七県が中央審議 会の目安額を上回る最賃額の答申を出しており、注目を浴びました。

離職の問題だけではなく、私たちは長崎県の人口流出を止めるため全国一律最賃制を求めるものですが、まずはここ長崎でも最賃付近で働く労働者が長崎でも働き続けられるように、ぜひ最賃の大幅引上げをお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

### 松本会長

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問をさせていただきます。

委員の皆様方、陳述いただきました内容につきまして、何かご質問等 ございましたら挙手の上よろしくお願いします。

いかがでしょうか。

どうぞ。

#### 種村委員

ありがとうございます。

ちなみに今年の春季生活闘争の要求はされたと思うんですけど、その 回答はどのような状況だったのか。

#### 藤田参考人

私どもの組合のことで、賃金要求としては上部団体の医労連の統一要求に沿って、4万円の賃上げを要求しておりますが、うちの組合の中でのベースアップ回答はございませんでした。

定期昇給のみの回答になっています。

組合の中で課題となっていた契約職員という職種があるんですけど、 こちらの正規職員化というところを継続交渉してきていたのですが、そ こが実現したというところがございました。 種村委員

ありがとうございます。

松本会長

はい、そのほかにご質問等ございましたら。

山中委員

介護職員は特に外国人労働者がたくさん来ているような印象があって、今、コロナ禍で外国から来られないと思うんですけど、その辺の事情はよく分かりませんが、その人たちにも最低賃金は保障されているので、それに関する影響などをお聞きしたいのですが。

藤田参考人

私どもの組合の方というか、同じ職場の中では外国人の労働者の方の 雇用というのがまだありませんで、実情としては詳しいところは存じ上 げないんですけど、介護福祉士の養成校、専門学校には、かなり外国人 の労働者の方が資格を取ろうと来られていることで、先日7名くらい実 習生が来られたうち、半数が外国人の方だったということはありました。 正確なところは知らないので、その程度ですみません。

松本会長

いいですか。

その他、ございますでしょうか。 せっかくの機会ですので。 使用者側からもいかがでしょうか。

では、私の方から若干質問させていただきます。

介護職では、低賃金のため新規採用者の退職の大きな原因の一つであるんだというお話ですが、現在の最低賃金付近の給料の介護職の方々は 結構いらっしゃると考えてよろしいですか。

藤田参考人

そうですね、うちの法人の場合ですけど、介護経験歴が長ければ、その経験年数に見合って初任給も時給も上がってくるんですけど、介護職員さんは転職をされて介護をやってみようかなという方がこられたりする場合もありまして、今回意見を聞かせてもらった方とかも、40代後半とか50代から転職をされて、経験もなく来られると、どうしても一番最初の時給からスタートしてしまうということで、資格もなく介護をやってみようという方にとっては、最賃にちょっとプラスするかなというくらいの水準からスタートになってしまうという状況がありまして、なかなかこれまで経験されてきた業種から転職されてくると、生活が困難になってしまって、介護でやってみようかなと思っても、続けていけない、生活できない、家族を養うことができないということで、やっぱ

り介護は無理だったと辞めていく方が多いところがあるかなと思います。

## 松本会長

はい、おおよその状況は理解できました。

これまで過去に最低賃金は、しばしば大幅に上がったりいたします。去年はそうでした。

各事業所では、最初のスタートの給与というのは最低賃金の引上げに 応じて上がってきていると解釈してよろしいですか。

## 藤田参考人

おっしゃるとおりで、うちの方でも最低賃金が改定されるたびに賃金 表を変えていくということはあるんですけど、最低賃金に抵触している ところだけを部分的に引上げるような改定を繰り返すために賃金表が崩 れてきてしまうところが現状ではあります。

本来、労働組合としては最低賃金が引き上がったのであれば、全体の 底上げになるように全体を引上げてほしいというところであるんですけ ど、なかなかそれが全体に追い付いていないところで、経営的なところ の補償というのも必要かなと思っています。

全体の底上げをするためにですね。

#### 松本会長

私てっきり最低賃金レベルの一番下の給料が上がれば全体が上がるものだと思ったんですがそうではなくて、下の方を上げるだけ、極端に言うと。

#### 藤田参考人

なかなかですね、この間最賃を大きく引上げていただいてるんですけ ど、それを全従業員に反映させようと思うとかなりの原資が必要になる というところもあって、経営者側は全体を上げる体力がない、なのでそ こは国の方の支援というか、使用者に対する補償がないと一緒には引上 がっていかないのかなと思っています。

ただ、底上げをしていただかないことには、最低賃金の水準で働いている人たちの生活保障にはならないので、また最賃を引上げることと、それを全体的に引上げる為の支援策とセットで是非、強く要望していただきたいなと思っています。

## 松本会長

我々政策のほうにはタッチできませんので、最低賃金のみ我々として は意見を反映させることができるんですが、おっしゃった状況はよくわ かりました。

経営の問題もあって、恒常的な問題だと思います。

## 深浦委員

どうもありがとうございました。

先ほどのご説明でお分かりになればでよろしいのですけど、他の業種から転職されて介護の方に入って来られた方、資格の問題もあるということでしたが、一番下の時給から始まってしまう。その転職された方の前職は何かわかりますか。

今の話だと、転職して初めて自分の貰える給料が分かったっていうそ ういうような状況。

前の職業で貰っていた水準から下がるというのが分かっていて転職を されているのか、その辺りはどうなんでしょう。

最賃自体の周知の問題でもあるんですけど、もしわかれば。

# 藤田参考人

正確じゃない可能性があるので、ここで発言すべきではないと思うんですけど、前職は建設とか運輸とかそのあたりの業種だったと思います。 賃金水準を理解された上で、説明は受けているとは思うんですけど、 そのあたりは本人ではないと。

しっかり理解した上で入職されていたのか、理解が不足されて介護というところに来たものの、思った以上に低かったという認識なのか、その辺は私じゃわからないところもあって。

#### 松本会長

はい、ありがとうございます。

他にご質問等ございましたら。

よろしいでしょうか。

ほぼ 20 分になりましたので、藤田様からの意見聴取につきましては、 これで終了させていただきます。

藤田様、お忙しい中、本当にありがとうございました。

## 藤田参考人

ありがとうございました。

# 松本会長

本日実施しました参考人意見聴取につきましては、今後の審議に当 たっての参考にしていただきますよう、お願いいたします。

それから、長崎県労働組合総連合以外からも、要望書等を受理しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

#### 平野室長

それでは、長崎県労働組合総連合の他、3件の要望書等につきまして 紹介いたします。

資料の157ページ、資料番号18、「地域別最低賃金額に対する要望について」をご覧ください。

この資料は、7月12日付けで、一般社団法人長崎県タクシー協会から

提出された要望書です。

内容としましては、「前年度同様に、大幅な引上げがなされる場合、人件費増につながり、このことは事業経営の基盤をゆるがしかねない深刻な結果を招き、コロナ禍で売上が減少し、ウクライナ情勢による燃料費の異常高騰も相俟って、体力が落ちているタクシー事業者にとっては、廃業も懸念される危機的状況となる」こと、「最低賃金の引上げについては、経済が平常となり真に経営が安定した状態のもと、なされるべきであり、近時のように営業収入が減少し、経営基盤が弱体化している現状下では、実施すべきではない」というものでございます。

その他、長崎県産業労働部長から7月15日付けで提出された「本県の 最低賃金について」と題する文書を配布しております。

資料の 159 ページ、資料番号 19 をご覧ください。

内容としましては、「全国的に人材不足が企業経営に影響を与える中で、本県は、中小企業の割合が高く、賃金水準が全国下位にあることから、魅力ある雇用環境を整え、しっかりと人材を確保し、今後とも成長を図るためには、最低賃金の引上げが急務」というものでございます。

また、長崎県弁護士会より7月25日付けで提出された「会長声明の発信について」と題する文書が送付されておりますので、資料番号20として添付しております。

内容としましては、「当会は、中央最低賃金審議会に対して、地域別最低賃金額の目安を引上げる答申を行うこと、全国一律最低賃金制の実施に向けた提言を行うことをそれぞれ求め、長崎地方最低賃金審議会に対しては、最低賃金の引上げの答申を行うことを求める」というものでございます。

これら要望書等につきましても、審議の参考としていただきますよう、 お願いいたします。以上です。

(6)事業場 実地視察等 結果報告 (以下、非公開)